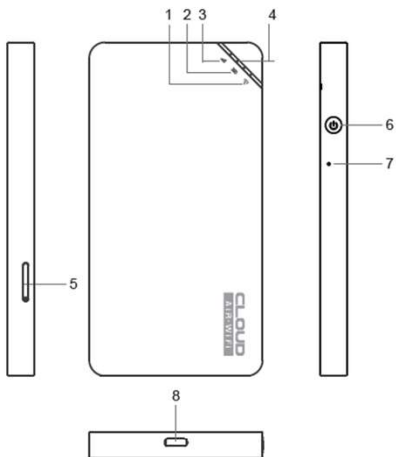


Cloud Wi-Fi U3 マニュアル



製品の概要



- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1. Wi-Fiインジケータライト | 2. バッテリーインジケータライト |
| 3. シグナルインジケータライト | 4. 強度インジケータライト |
| 5. SIMスロット | 6. 電源ボタン |
| 7. リセットボタン | 8. Type-C USBポート |

機能紹介

- 電源オン：電源ボタンを3秒間押し続けてください。
- 電源オフ：電源ボタンを5秒間押し続けてください。
- 再起動：電源ボタンを14秒間押し続けてください。
- リセット（工場出荷状態に戻す）：リセットボタンを5秒間押し続けてください。
- バッテリー残量と信号強度の表示：電源ボタンを押し続けると、バッテリー残量は3秒間で表示され、その後、信号強度が表示されます。

LEDインジケータタイプ	状態	説明
Wi-Fiインジケータライト	オン	インターネットに接続完了
	オフ	インターネットに未接続
	点滅	インターネットに接続中
シグナルインジケータライト	オン	電波強度を表示
	点滅	サービスエラー
バッテリーインジケータライト	オン	バッテリー残量の表示
	点滅	充電中

SIMカードの利用

- U3はNano SIMカードのみ対応します。SIMカードを抜き差しする場合は、必ずデバイスの電源を切ってください。

- SIMピンを使用してSIMスロットを引き出し、右の図のようにSIMカードを挿入します。

※本製品はPINコードロックがかかっているSIMカードのご使用はできません。SIMカードにPINコードロックがかかっている場合は、事前にご利用者様ご自身でロックを解除してからご使用ください。



説明

比較吸収率 (SAR) についての情報

SAR試験は連邦通信委員会に承認されている標準操作位置に沿って、端末の送信操作を試験周波数帯で最高認証出力レベルにした状態で行われます。SARは認証出力レベルを最高にした状態で決められるものですが、実際端末が通信している状態では通常SARはより小さい値となります。

新規の端末が市場で販売される前に、連邦通信委員会によるテストの実施と、当該端末が連邦通信委員会指定の電波ばく露限界値を超えないことを保証する必要があります。全製品が連邦通信委員会の定める状態と位置にてテストを受けました。通常、端末の操作は身体に近い位置で行われるため、連邦通信委員会によるRF電波ばく露ガイドラインに沿った状態(当該製品用のアクセサリを使用している場合、あるいは端末と身体から1.0センチ以上離し、かつその間に金属部分が含まれていない状態)で試験されています。

当該端末は連邦通信委員会による規則の第15部に準じます。当該端末は下記の二つの条件に準拠して動作します。(1)当該端末が有害な電波干渉を発生させることはないこと。かつ、(2)当該端末は誤作動を発生させる可能性のある電波干渉を含め、受信したあらゆる電波干渉を許容する必要があること。関連業者から明確に承認されていない、いかなる交換や修正を行った場合、ユーザーの端末に関する操作権が失効します。

注意：当該端末は連邦通信委員会による規則の第15部に基づき、B類デジタル端末のテストに合格し、それに準拠するものと認定されています。これらの制限は、住宅地区で使用した際に有害な電波干渉を合理的に防止するために設計されたものです。この装置は高周波エネルギーを発生、放出するので、取扱説明書に従って設定・使用を行わなければ、無線通信に有害な電波干渉をもたらすおそれがあります。ただし、設定の際に電波干渉が全く起こらない保証はございません。仮に端末がラジオ/TVへ有害な電波干渉をもたらす場合、(端末の電源のオン・オフで判断ができます)下記の方法にて措置を講じてください。

- ・再設定あるいは場所を変えて接続を行う
- ・端末と他の通信機器との間隔を空ける
- ・端末を受信機と異なる回線へ接続する
- ・製造元またはラジオ/TVの専門家に相談する



廃棄と回収情報

端末・バッテリー・パッケージ上に上記のマークがある場合(マークのみ・マークの下にソリッドバーがある場合もあります)、端末とイヤホンやアダプタ、ケーブルなどの電子部品やバッテリーは家庭ごみとして廃棄できません。これらを未分類の地方自治体廃棄物として処理するのではなく、認定を受けたゴミ収集場・リサイクル場への廃棄を行ってください。端末またはバッテリーのリサイクルに関する詳細な情報は、お住まいの地域の役所や家庭ごみ廃棄サービスセンターまたはリテールセンターへお問い合わせください。デバイスとバッテリー(内蔵の場合)の廃棄は、WEEE指令の対象となっているので、改訂版の指令(指令2012/19/EU)と電池指令(指令2006/66/EC)に従い、廃棄してください。WEEEと電池をその他の廃棄物と分離する目的は、有害物質が環境や人々の健康へ及ぼす潜在的なリスクを最小限に抑えることです。

問合せ先
株式会社プapurumインターナショナル
MAIL: info@pupuru.com
TEL: 03-3590-9566